

徳島県告示第四百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス小松島江田店
小松島市江田町字腰前二〇番二ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和七年徳島県告示第二百二十二号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により小松島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗周辺で店舗出入りのための渋滞が発生した際には、誘導員を配置する等、通行の安全を確保するとともに、交通の妨げとならないよう対策を講じること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

店舗周辺道路の歩行者の安全確保に配慮すること。

店舗周辺は朝の通勤や通学の混雑が予想されるため、ラッシュ時の工事車両等の通行は避けること。また、自転車利用者や歩行者の安全確保のため、警備員等の配置を望む。

店舗出入口の安全対策について、車両の出入庫時における歩行者、自転車利用者等との事故防止に努めるとともに、道路上に入庫車両が滞留しないよう適切な指導、注意喚起を行うことに関して、道路管理者等と十分協議を行うこと。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

地球温暖化対策に積極的に取り組み、ごみの排出量や焼却量を削減し、リサイクルを推進する等、環境に配慮した廃棄物処理に努めること。

4 防災・防犯対策への協力

店舗の駐車場等で小中学生が集まるような場合は、警察等と連携し、非行防止に対応すること。

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成十九年経済産業省告示第十六号）により、以下の事項について、小松島市との災害協定の締結を求める。

（一）災害時における食料及び日用品の調達

（二）物資の供給等に関する情報の共有

店舗周辺の隣接地に居住する住民から、住環境の保全を目的とした目隠しフェンスの設置要望があることから、設置について配慮すること。

店舗周辺には住宅地のほか、小学校、高等学校が立地しており、夜間等における防犯対策のため、必要に応じ警備員等の配置を講じていただきたい。また、営業時間が二十二時までの予定のため、防犯用のカメラや照明の設置等について配慮すること。

店舗周辺の住環境の保全を図る観点から、店舗南側の住宅地内の道路から店舗敷地に行き来できる坂路の設置や水路の蓋掛け等を行わないよう望む。

5 騒音の発生に係る事項

店舗予定地が第一種住居地域であることを十分考慮のうえ、周辺に配慮した騒音低減対策を講じ、静穏な生活環境の保持に努めること。

開発時等は騒音低減対策を講じ、静穏な生活環境の保持に努めること。

6 廃棄物に係る事項等

地球温暖化等を背景に、ごみの排出量、焼却量を減らすため、環境に配慮した廃棄物処理に努めること。また、廃棄物の保管、運搬、処理について、周辺の生活環境の保全に努め、適正に処理すること。

生活排水に関して、環境省令で規定する一律排水基準及び徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）に規定する上乗せ排水基準に適合すること。

7 街並みづくり等への配慮等

屋外照明により、店舗敷地に隣接する住宅や農地等に対し光害とならないよう敷地外への遮光等について十分配慮し、苦情が発生した場合は、適切に対応すること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年八月二十九日から同年九月二十九日まで